7　この書簡の附属書は、両締約国政府の合意により修正することができる。

本使は、更に、前記の取極がアラブ首長国連邦政府により受諾される場合には、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生の時に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年五月二日にドバイで

アラブ首長国連邦駐在
日本国特命全権大使　加茂佳彦

国際原子力機関

アラブ首長国連邦常駐代表　ハマド・アル・カアビー閣下

附属書

所有者又は操業者の名称	施設名	所在地
セラフィールド社	セラフィールド工場	英国
アレバNC社	ラ・アーグ工場	フランス

（アラブ首長国連邦側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、アラブ首長国連邦政府に代わって前記の取極を受諾することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生の時に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年五月二日にドバイで

国際原子力機関

アラブ首長国連邦常駐代表　ハマド・アル・カアビー

アラブ首長国連邦駐在
日本国特命全権大使　加茂佳彦閣下

（訳文）

合意された議事録

本日ドバイで署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定（以下「協定」という。）に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

1　転換若しくは燃料加工又はアラブ首長国連邦の管轄の外で行われる濃縮若しくは再処理の工程において他の核物質と混合されることにより、協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、協定の下での当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができることが確認される。

2　協定第五条に関し、両締約国政府は、協定の効果的な実施のため、協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術の最新の在庫目録を毎年交換することが確認される。

3　協定第五条に関し、それぞれの国において効力を有する法令に従い、協定に基づいて移転された全ての核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質を対象とする国内の核物質計量管理制度が、協定に基づいて核物質、資材、設備又は技術が最初に移転される時までに確立され、その後においても、これが維持されることが確認される。

4　協定第六条2に関し、アラブ首長国連邦の管轄内にある施設であって協定の適用を受ける核物質、資材、設備又は技術が置かれ又は用いられるものにおいて国際原子力・放射線事象評価尺度の第二水準又は当該水準を超える水準に相当する事象が生じた場合には、アラブ首長国連邦政府は、国際原子力機関（以下「機関」という。）に対して当該事象を通報し、必要に応じて機関の関係する安全検討チームの派遣に係る要請を行い、及び当該チームを接受し、並びにアラブ首長国連邦において効力を有する法令に従い機関が勧告する措置をとることが確認される。

5　協定第七条に関し、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に関係する防護措置の妥当性について検討するため、協定第十一条1の規定に従って協議を行うことが確認される。

6　協定第九条に関し、協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、協定第八条に規定する要件に従うことを条件として、アラブ首長国連邦の管轄の外で濃縮し、又は再処理することができることが確認される。

7　協定第十一条に関し、仲裁裁判所は、協定の解釈又は適用から生ずる紛争以外の紛争について裁定を行わないことが確認される。

8　協定第十二条1(a)に関し、協定第四条、第八条又は第九条の規定の違反は、重大な違反を構成するものとみなすことが確認される。

9　協定第十二条1(b)の適用に当たり、同条1(b)に規定する重大な違反の決定に関し、機関の理事会により認定された違反は、そのような重大な違反を構成することが確認される。また、機関の理事会により認定された次のいずれかのことについても、そのような重大な違反を構成するものとみなすことが確認される。

(a)　機関の事務局により認定された一方の締約国政府による保障措置協定の履行上の瑕疵又は当該保障措置協定の違反の結果、当該保障措置協定に基づき保障措置の対象とすることが要求される核物質が核兵器その他の核爆発装置へ転用されなかったことを機関として確認することができないこと。

(b)　機関の事務局により認定された一方の締約国政府による保障措置協定の履行上の瑕疵又は当該保障措置協定の違反の結果、当該一方の締約国政府の国の管轄内において申告されていない核物質が存在しなかったこと又はそのような原子力活動が行われていなかったことを機関として確認することができないこと。

二千十三年五月二日にドバイで

日本国政府のために
加茂佳彦

アラブ首長国連邦政府のために
ハマド・アル・カアビー

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部　七〇〇円（本体　六五〇円）　（配送料別）